

「平成25年度産業廃棄物の適正処理に関する講習会」
に関する補足説明について

「平成25年度産業廃棄物の適正処理に関する講習会」において、マニフェスト制度について説明をさせていただきました。

このたび、講習会に参加いただいた排出事業者の方から、マニフェスト制度について次のようなご質問をいただき、補足説明をさせていただきましたので、お知らせいたします。

【質問】

- ・当社では、A社に中間処理を委託し、A社は中間処理後、B社の最終処分場で最終処分している。
- ・A社から、当社が交付したマニフェスト（1次マニフェスト）のE票が戻ってきたが、B社（最終処分業者）の押印がない。
- ・当社に戻ってきたマニフェスト（1次マニフェスト）のE票に最終処分の押印が無くても良いのか。

【回答】

- ・貴社が発行したマニフェスト（1次マニフェスト）のE票は、A社がB社での最終処分を確認し、最終処分完了日等、必要事項を転記し返戻されておりますので、B社の最終処分の押印はされません。
- ・A社は、B社で最終処分するため、マニフェスト（2次マニフェスト）を交付しています。B社は、最終処分完了後、最終処分の押印をし、A社にマニフェスト（2次マニフェスト）のE票を返戻しています。
- ・必要に応じ、A社が保存しているマニフェスト（2次マニフェスト）のE票をご確認願います。